



鳥取県公報

令和元年9月10日(火)
第9134号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施(2件) (228・229) (県民参画協働課) 2 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(230) (福祉監査指導課) 3 生活保護法による指定介護機関の休止の届出(231) (〃) 3 県道の区域の変更(2件) (232・233) (道路企画課) 4 県道の供用の開始(2件) (234・235) (〃) 5 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出(236) (中部総合事務所福祉保健局) 5
◇ 公 告	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(技術企画課) 6 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活環境課) 6

告 示

鳥取県告示第228号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20条）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
「とっとり県民の日」アンケート調査
- 2 調査の目的
「とっとり県民の日」に関する事業の効果測定を行い、今後の施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲
鳥取県全域
 - (2) 属性的範囲
公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校並びにこれらの学校に通学する児童及び生徒
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 「とっとり県民の日」の認知度
 - イ 鳥取県の好感度
 - ウ 情報収集の方法
 - エ 「とっとり県民の日」に関する各種事業の実施に係る意見等
 - (2) その基準となる期日
調査票の記入日
- 5 報告を求める者
 - (1) 児童及び生徒 アンケートの趣旨を考慮して抽出した約3,500名
 - (2) 学校 (1)の児童及び生徒の所属する約50校
- 6 報告を求めるために用いる方法
学校に対し、調査票を郵送し、郵送、持参等の方法により回収する。
- 7 報告を求める期間
令和元年9月18日から同年11月8日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第229号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20条）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
「とっとり県民の日」県政電子アンケート調査
- 2 調査の目的

「とっとり県民の日」に関する事業の効果測定を行い、今後の施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県政参画電子アンケート会員

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 「とっとり県民の日」の認知度

イ 「とっとり県民の日」のあり方に係る意見等

(2) その基準となる期日

調査票の入力日

5 報告を求める者

県政参画電子アンケート会員の全数約660名

6 報告を求めるために用いる方法

電子メールで調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページの県政参画電子アンケート画面にアクセスして、調査票への入力を行う。

7 報告を求める期間

令和元年9月26日から同年10月15日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	東京都豊島区東池袋一丁目44-3	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若桜257	訪問介護	平成31年4月30日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5-1	居宅介護支援センター仁風荘ぎほう	米子市角盤町四丁目153-5	平成31年4月30日

鳥取県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項及び第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防・日常生活支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	ヘルパーステーションやわらぎ	米子市新開四丁目11-13	訪問介護	令和元年9月1日

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	指定介護予防訪問介護事業所ヘルパーステーションやわらぎ	米子市新開四丁目11-13	第1号訪問事業による支援に相当する支援	令和元年9月1日

鳥取県告示第232号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年9月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字坂原字中河原727-1地先から同大字字砂田666-1地先まで	変更前	5.4~17.2	207.0
	八頭郡智頭町大字坂原字中河原727-1地先から同大字字砂田666-1地先まで	変更後	11.0~34.6	222.0
	八頭郡智頭町大字坂原字中河原384-5地先から同大字字前田136-1地先まで		5.4~10.1	126.0

鳥取県告示第233号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年9月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉由良線	東伯郡北栄町六尾字西配竹211-2地先から同町西園	変更前	11.2~50.0	2021.0

	字中浜1371-2地先まで			
	東伯郡北栄町六尾字西配竹211-2地先から同町由良宿字東浜1458-2地先まで	変更後	11.8~34.6	1435.0
	東伯郡北栄町六尾字西配竹210-7地先から同町西園字中浜1371-2地先まで			
	東伯郡北栄町西園字北浜1675-1地先から同地先まで			

鳥取県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年9月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字坂原字中河原727-1地先から同大字字砂田666-1地先まで	令和元年9月10日
	八頭郡智頭町大字坂原字中河原384-5地先から同大字字前田136-1地先まで	〃

鳥取県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年9月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉由良線	東伯郡北栄町六尾字西配竹211-2地先から同町由良宿字東浜1458-2地先まで	令和元年9月10日
	東伯郡北栄町六尾字西配竹210-7地先から同町西園字中浜1371-2地先まで	〃
	東伯郡北栄町西園字北浜1675-1地先から同地先まで	〃

鳥取県告示第236号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月10日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日

社会福祉法人赤 碕福祉会	東伯郡琴浦町大 字赤碕1061-3	ヘルパーセンターす みれ	東伯郡琴浦町大字 赤碕1060-25	重度訪問介護	令和元年9月 30日
-----------------	----------------------	-----------------	-----------------------	--------	---------------

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、日吉津村から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画地区計画 日吉津地区地区計画
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和元年9月10日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等
 - (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年10月13日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7½号の散弾	6人
令和元年10月15日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和元年10月28日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

- (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習
大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年10月1日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフ ル銃等に適合 する実包	6人
令和元年10月8日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年10月15日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

令和元年10月22日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年10月29日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年10月29日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円（令和元年10月1日以降に受講申込手続をする場合にあつては、12,700円）

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。